特別障害者手当（国制度）について

特別障害者手当とは、重度の障がいがあり日常生活に常時特別な介護を必要とする方のための手当です（月額 27,300 円:令和４年度）。今回の研修会では、その要件をご紹介します。

１　障がいの程度について　※対象者は 20 歳以上（要件に該当すれば 65 歳以上も申請可能）

身体（肢体不自由）と精神・知的障がいの程度の目安は、おおむね下記のとおりです。

（１）　身体障害者手帳　１・２級（肢体不自由）
（２）　愛の手帳　１度・２度（精神・知的障がい）
（３）　上記と同等の障がい、精神障がい

※ 障がいの程度は、手帳の有無や等級に関わらず、所定の診断書で審査をします（各種手帳を取得していなくても申請可能）。

※ 身体、精神・知的障がい以外に内部障害（例:心臓・腎臓疾患、換気機能障害など）も対象となります。要件については、個別にご相談ください。

（障がいの内容の例）
・骨折後、身体に障がいが残ってしまった。
・脳梗塞を患い、麻痺が残った。
・統合失調症や躁うつ病がある。等
※「障がいの原因となる傷病」がある必要があり、加齢による心身の機能低下は障がいには該当しません。（認知症は、精神・知的障がい）

①身体（両上肢・両下肢・体幹）に障がいがある方は、別紙「特別障害者手当障害認定基準」の１.【肢体不自由用】日常生活動作表で点数化した場合、10 点以上が対象の目安です。※次ページ参照

②精神・知的の障がいがある方は、別紙「特別障害者手当障害認定基準」の２.【精神・知的障害用】日常生活能力判定表で点数化した場合、14 点以上が対象の目安です。※次ページ参照

③上記の点数以外にも要件があるため、点数に達していても認定にならない場合があります。
（例）両上肢または両下肢の障がいで申請をする場合、いずれも機能が全廃している方が対象

２　支給対象外について

障がいの要件に該当していても以下に当てはまる場合は手当の支給対象外です。

（１）所得が所得限度額を超過している方
請求者本人の所得が所得限度額を超える場合や、配偶者（内縁の妻を含む。）・扶養義務者の所得が制限基準額以上のときは支給されません。

（２）施設に入所している方
特別養護老人ホームや障害者の支援施設等に入所している場合は支給対象外です。
（有料老人ホーム等は支給対象です。）

（３）３ヶ月を超えて継続して入院している方

３　「利用者が要件に該当するかも」と思ったら

要件を詳しくご案内しますので、問合わせ先に記載している担当まで個別にご相談ください。

＜問合せ先＞
〒194-8520
東京都町田市森野 2-2-22
町田市役所障がい福祉課
福祉係（手当担当）
連絡先：042-724-2148

【特別障害者手当障害認定基準】　（障がいが単一の場合）

1．***【肢体不自由用】***日常生活動作表…[別表第2]第3号（上肢）・4号（下肢）・5号（体幹）の障がいがあり、かつ、次表が**10点以上（満点が16点）**のもの

動作	0点	1点	2点	点数
1．タオルをしぼる（水を切れる程度）	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
2．とじひもを結ぶ	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
3．かぶりシャツを着て脱ぐ	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
4．ワイシャツのボタンをとめる	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
5．座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
6．たちあがる	一人でできる	一人でできるが、うまくできない	一人では全くできない	＿＿点
7．片足で立つ（右・左）…※	一人でできる	**一人でできるが、うまくできない**	**一人では全くできない**	(右)＿＿点 ※ (左)＿＿点 ※
8．階段の昇降（のぼる・おりる）…※	一人でできる	**一人でできるが、うまくできない**	**一人では全くできない**	(昇)＿＿点 ※ (降)＿＿点 ※
			合計	点

※ 上記5～8について、補装具等を使用しない状態で判定。
※ 半身麻痺の障害の場合、上記5「座る」又は6「たちあがる」の動作が「ひとりでは全くできない」に該当しないと障害非該当。
※ **上記7及び8について、「一人で全くできない場合」は右・左又はのぼる・おりるは各1点とする。**
※ **上記7及び8について、「一人でできるが、うまくできない」は右・左又はのぼる・おりるは各0．5点とする。**
※ 視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、そしゃく機能障害及び平衡機能障害の単一での申請は不可。

2．***【精神・知的障害用】***日常生活能力判定表…[別表第1]第9号（日常生活不能）の障がいがあり、かつ、次表が**14点以上（満点が16点）**のもの

動作及び行動の種類	0点	1点	2点	点数
1．食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない	＿＿点
2．用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない	＿＿点
3．衣類の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない	＿＿点
4．簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない	＿＿点
5．家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	＿＿点
6．家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	＿＿点
7．刃物、火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	＿＿点
8．戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	＿＿点
			合計	点

3．***【内部障害用】*** 安静度表（結核の治療指針）…[別表第1]第8号（日常生活不能）の障がいがあり、かつ、**安静度1度**に該当するもの

安静度	1　度	2　度
1．食事	ねたまま食べさせてもらう	横になるか又は物にもたれて食べる
2．排便	便器を使う	便器を使う
3．面会談	いけない	安静時以外に連続15分以内
4．歩行	いけない	いけない
5．清拭と入浴	入浴はいけない。清拭は医師の指示。	入浴はいけない。清拭は人にしてもらう。
6．洗髪	いけない	人に拭いてもらう
7．外来受診	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ	外来受診はいけないが、病状は常に医師と連絡を保つ
8．自由時間の内容	自由時間はない	自由時間はない